

○猪名川町公害防止条例

昭和48年3月20日

条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、他の法令及び兵庫県環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)に特別の定めがある場合を除くほか、猪名川町における工場及び事業所又はこれに類するもの等の事業活動に伴って発生する公害を防止することにより、町民の健康と快適な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、騒音、振動、悪臭及び土壌の汚染によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

2 この条例において「工場等」とは、第1条に掲げる工場、事業所等事業を行う場所をいう。

3 この条例において「生活環境」とは、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動による公害を防止するために自らの責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、国、県又は町が実施する公害防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(町及び町民の責務)

第4条 町は、この条例に定める公害防止に関する施策を実施するほか、国又は県が実施する公害防止に関する施策に協力するものとする。

2 町民は、国、県又は町が実施する公害防止に関する施策に協力する等、公害防止に寄与するように務めなければならない。

(届出)

第5条 公害を発生させるおそれのある工場等を設置又は事業の規模内容の変更等をしようとするものは、設置又は変更の60日前までに町長に届出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出を受けたときは、その計画及び既設の施設等について、この条例に基づく環境保全に支障あるものについては、その施設等の改善について勧告及び指導することができる。

(区域規制)

第6条 工場等を設置しようとするものは、その場所について特別に環境を保全すべき地域等に支障を生じないようにしなければならない。

2 家畜、家きん類を飼養するものは、規制基準で定める距離以内に設置してはならない。

(公害防止協定)

第7条 町長及び町民は、必要に応じて、工場等を設置しようとするものとの間において、公害防止協定を結ぶものとする。

(立入検査)

第8条 町長は、条例第3条及び第5条に関して、その施設の状況、その他必要な事項について報告を求め、又は当該職員をして施設の立入検査を行わせることができる。

2 前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公害監視員の設置)

第9条 町長は、町民の中から公害の発生及び公害の防止に関して報告、連絡を求めため必要に応じて、公害監視員を任命することができる。

(罰則)

第10条 町長は、条例第5条第1項の届出を行わず又虚偽の届出をした場合は、その施設に係る公害発生事業の停止又は施設の撤去を命ずることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づくものとする。

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成13年3月27日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。